

最高裁判所に係属した許可抗告事件一覧表（平成26年1月分）

【新受事件】

<p>平成26年（許）第1号 （2小） 〔加本調査官〕 広島高決 平25・11・11 広島地決 平25・7・25</p>	<p>（執行 保全・非訟・倒産・家事・その他） 承諾を得て土地に送電線を架設した申立人が、送電線所有のために必要な範囲内の空間の占有権に基づき、妨害予防請求権を行使することができるとした原決定の判断の当否</p>
<p>結果</p>	<p>最決平 . . . , , 裁時 号</p>
<p>平成26年（許）第2号 （1小） 〔畑調査官〕 福岡高決 平25・10・30 福岡家審 平25・6・25</p>	<p>（執行・保全・非訟・倒産 家事・その他） 父が交互に監護する約束に反して未成年者を母に引き渡さなかった事案について、現在の監護状況等からすれば未成年者の養育環境を大きく変化させることは相当ではなく、監護者を父と定めるのが相当であるとして、監護者を母と指定すること及び未成年者の引渡しを認めなかった原決定の判断の当否</p>
<p>結果</p>	<p>最決平 . . . , , 裁時 号</p>
<p>平成26年（許）第3号 （2小） 〔中島調査官〕 名古屋高決 平25・12・10 名古屋地決 平25・11・12</p>	<p>執行 保全・非訟・倒産・家事・その他） 成年被後見人の死亡等を原因として、その子供が取得することになる成年被後見人の財産の返還請求権を差押債権とする差押命令申立てについて、当該成年被後見人が高齢であったとしても近い将来発生が確実に見込まれる将来債権ではないとして同申立てを却下した原決定の判断の当否</p>
<p>結果</p>	<p>最決平 . . . , , 裁時 号</p>
<p>平成26年（許）第4号 （3小） 〔谷村調査官〕 福岡高決 平25・11・15 福岡家柳川支審 平25・7・8</p>	<p>（執行・保全・非訟・倒産 家事・その他） 未成年者の意向を理由として連れ帰った際の予定に反して未成年者を引き渡さなかった事案について、現在の監護状況等からすればこれを継続するのが相当であるとして監護者を指定し、未成年者の引渡しを認めなかった原決定の判断の当否</p>
<p>結果</p>	<p>最決平 . . . , , 裁時 号</p>
<p>平成26年（許）第5号 （1小） 〔廣瀬調査官〕 東京高決 平25・11・25 東京地決 平25・7・19</p>	<p>（執行・保全・非訟・倒産・家事・その他） 調書の記載について当事者等から異議が述べられた場合に、調書に異議があった旨を記載するにとどめて、調書の記載を訂正しないことが民訴法121条に定める「裁判所書記官の処分」には当たらないとした原決定の判断の当否</p>

結果	最決平 . . . ,	, 裁時 号
平成26年(許)第6号 (2小) 〔武藤調査官〕 東京高決 平25・10・21 東京地決 平25・9・19	(執行・ 保全 ・非訟・倒産・家事・その他) 建築基準法4.2条2項の規定による指定を受け現実に開設されている道路に接する土地を所有する法人である債務者が、同土地上の建物を解体するために自動車で同道路を通行する必要がある、同道路の通行妨害行為の排除等を求める権利(人格的権利)を有するとして原決定の判断の当否	
結果	最決平 . . . ,	, 裁時 号
平成26年(行フ)第1号 (3小) 〔衣斐調査官〕 広島高松江支決 平25・12・20 鳥取地決 平25・7・30	(執行・ 保全 ・非訟・倒産・家事・その他) 処分行政庁との間の信頼関係が破壊されている事業者には、介護保険法70条2項3号及び同法115条の2第2項第3号所定の欠格事由があるとした原決定の判断の当否	
結果	最決平 . . . ,	, 裁時 号

【既済事件】

平成25年(許)第33号 平成26年1月21日 決定(棄却)
平成25年(許)第34号 平成26年1月16日 決定(棄却)

最高裁判所に係属した許可抗告事件一覧表（平成26年2月分）

【新受事件】

平成26年（許）第7号 （3小） 〔谷口調査官〕 大阪高決 平25・10・22 大阪地決 平25・8・29	（執行・保全・非訟・倒産・家事・ <u>その他</u> ） 専属的管轄の合意に反して法定の管轄裁判所に提起された訴えについて、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を避けるため必要があるとして、専属的管轄の合意に基づく裁判所への移送を認めなかった原決定の判断の当否
結果	最決平 . . . , , 裁時 号

【既済事件】

平成25年（許）第37号 平成26年2月18日 決定（棄却）
 平成26年（許）第3号 平成26年2月19日 決定（棄却）

最高裁判所に係属した許可抗告事件一覧表（平成26年3月分）

【新受事件】

平成26年（許）第8号 （1小） 〔田中調査官〕 東京高決 平25・12・27 千葉家八日市審 平25・4・26	（執行・保全・非訟・倒産・家事・その他） 母が父を相手方として、未成年者の監護者の指定等を求めた事案について、双方の監護者としての適格性及び未成年者の事情を考慮して、監護者を母と指定すること及び未成年者の引渡しを認めた原決定の判断の当否
結果	最決平 . . . , 裁時 . . . 号

【既済事件】

- 平成25年（許）第31号 平成26年3月4日 決定（棄却）
- 平成26年（許）第2号 平成26年3月27日 決定（棄却）
- 平成26年（許）第5号 平成26年3月27日 決定（棄却）
- 平成26年（許）第6号 平成26年3月19日 決定（棄却）

最高裁判所に係属した許可抗告事件一覧表（平成26年4月分）

【新受事件】

平成26年（許）第9号 （2小） 〔富上調査官〕 東京高決 平26・2・5 東京家審 平25・9・27	（執行・保全・非訟・倒産・家事・その他） 特別区の長の申立てによる後見開始の審判事件において、老人福祉法32条の要件を満たし、かつ、鑑定の結果、本人について、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるとして後見開始を認めた原決定の判断の当否
結果	最決平 . . . , , 裁時 号
平成26年（許）第10号 （1小） 〔大森調査官〕 大阪高決 平26・2・17	（執行・保全・非訟・倒産・家事・その他） 前訴の判決確定後、当事者が虚偽の陳述をしたとして過料決定が確定した場合に、民訴法338条1項7号の再審事由があるとして前訴につき再審開始を認めた原決定の判断の当否
結果	最決平 . . . , , 裁時 号

【既済事件】

- 平成25年（許）第26号 平成26年4月14日 決定（破棄・自判）
- 平成25年（許）第38号 平成26年4月23日 決定（棄却）

最高裁判所に係属した許可抗告事件一覧表（平成26年5月分）

【新受事件】

平成26年(許)第11号 (2小) 〔高原調査官〕 東京高決 平26・3・14 東京地命 平26・1・8	(執行・保全・非訟・倒産・家事・ その他) インターネット通信で用いられたIPアドレス、メールアドレス及びメール送信先等により被告が表示された訴状について、被告特定のための調査嘱託等を採用することなく、被告の特定を欠く不適法なものとした原決定の判断の当否
結果	最決平 . . . , 裁時 号
平成26年(許)第12号 (3小) 〔田中調査官〕 知財高決 平26・3・26 東京地決 平25・11・11	(執行・ 保全 ・非訟・倒産・家事・その他) 外国判決についての執行判決請求訴訟は民保法37条の「本案の訴え」に当たるとして、保全取消しの申立てを却下した原決定の判断の当否
結果	最決平 . . . , 裁時 号
平成26年(許)第13号 (1小) 〔野村調査官〕 東京高決 平26・3・26 千葉家審 平25・11・19	(執行・保全・非訟・倒産・ 家事 ・その他) 子の監護者の指定等に当たり、父母の間の離婚訴訟における調査等を前提とし、審判手続において改めて家裁調査官による子の意思等の調査をすることなくされた原決定の判断の当否
結果	最決平 . . . , 裁時 号
平成26年(許)第14号 (2小) 〔角谷調査官〕 広島高決 平26・3・13 広島家審 平25・10・25	(執行・保全・非訟・倒産・ 家事 ・その他) 過去の扶養料について、他の扶養義務者に対し求償することができる範囲を、ある一定の時期から5年遡及した時期以降の分に限られるとした原決定の判断の当否
結果	最決平 . . . , 裁時 号

【既済事件】

平成26年(許)第1号	平成26年5月13日	決定(棄却)
平成26年(許)第4号	平成26年5月9日	決定(棄却)
平成26年(許)第7号	平成26年5月9日	決定(棄却)
平成26年(許)第9号	平成26年5月19日	決定(棄却)

最高裁判所に係属した許可抗告事件一覧表（平成26年6月分）

【新受事件】

<p>平成26年（行フ）第2号 （1小） 〔寺岡調査官〕 高松高決 平26・5・9 徳島地決 平26・3・27</p>	<p>（執行・保全・非訟・倒産・家事・その他） 障害基礎年金の裁定請求の却下処分に係る取消訴訟について、上記請求の審査に関与した日本年金機構の徳島事務センターが行政事件訴訟法12条3項の「事案の処理に当たつた下級行政機関」に該当しないとして、管轄違いを理由に同条4項所定の管轄裁判所への移送を認めた原決定の判断の当否</p>
結果	最決平 . . . , 裁時 号
<p>平成26年（許）第15号 （3小） 〔大森調査官〕 東京高決 平26・5・12 東京地決 平26・3・24</p>	<p>（執行・保全・非訟・倒産・家事・その他） 強制競売事件の期間入札において最高価買受申出人と定められた入札人の入札が無効であるとして売却不許可決定がされ、これが確定した後の売却の手続について、執行裁判所が、改めて期間入札を実施することなく、従前の入札手続を前提に開札期日等を定め、当該開札期日において最高価買受申出人と定められた他の入札人に対して売却許可決定をしたことは違法ではないとした原決定の判断の当否</p>
結果	最決平 . . . , 裁時 号
<p>平成26年（許）第16号 （1小） 〔成田調査官〕 東京高決 平26・3・27 東京地決 平25・9・30</p>	<p>（執行・保全・非訟・倒産・家事・その他） 会社役員への報告文書について、その作成目的、記載内容等に照らして民訴法220条4号二の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たるとして文書提出命令の申立てを却下すべきものとした原決定の判断の当否</p>
結果	最決平 . . . , 裁時 号
<p>平成26年（許）第17号 （2小） 〔野村調査官〕 福岡高決 平26・6・6 佐賀地決 平26・4・11</p>	<p>（執行・保全・非訟・倒産・家事・その他） 執行力ある確定判決に基づき潮受堤防に接続する排水門の開放を命じ、これを履行しないときには債権者へ金員を支払うことの間接強制を認めた原決定の判断の当否</p>
結果	最決平 . . . , 裁時 号
<p>平成26年（許）第18号 （3小） 〔伊藤調査官〕 大阪高決 平26・4・28 大阪地決 平26・1・29</p>	<p>（執行・保全・非訟・倒産・家事・その他） 債務者が債権者不確知を理由に供託した供託金の還付請求権取立権確認請求事件について、民訴法5条1号の義務履行地とは供託所の所在地をいうとして、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所への移送申立てを却下すべきものとした原決定の判断の当否</p>
結果	最決平 . . . , 裁時 号

平成26年(許)第19号 (1小) 〔菊池調査官〕 東京高決 平26・4・7 東京地決 平26・2・21	(執行・保全・非訟・倒産・家事・ <u>その他</u>) 民訴規則83条1項による当事者の準備書面の直送に要する費用は民訴費用法2条2号, 11条1項1号の定める民事訴訟の費用に該当しないとして, 訴訟費用額確定処分に対する異議申立てを却下すべきものとした原決定の判断の当否
結果	最決平 . . . ; , 裁時 号

【既済事件】

平成26年(許)第8号 平成26年6月26日 決定(棄却)
平成26年(許)第10号 平成26年6月26日 決定(棄却)

最高裁判所に係属した許可抗告事件一覧表（平成26年7月分）

【新受事件】

<p>平成26年（許）第20号 （2小） 〔山地調査官〕 広島高松江支決 平26・5・30 松江地益田支命 平26. 5・13</p>	<p>（執行・保全・非訟・倒産・家事・<u>その他</u>） 配偶者暴力等に関する保護命令事件について、当事者の生活状況等からすると保護命令申立て時点において抗告人と相手方が生活の本拠を共にしていたと認めることはできないとして、原々審のした退去命令及び徘徊禁止命令を取り消して同部分を却下した原決定の判断の当否</p>
<p>結果 最決平 . . . ,</p>	<p>, 裁時 号</p>
<p>平成26年（許）第21号 （3小） 〔加本調査官〕 札幌高決 平26・5・16 札幌家室蘭支審 平26. 2・24</p>	<p>（執行・保全・非訟・倒産・<u>家事</u>・その他） 抗告人と相手方の別居後は相手方と生活していたが、面会交流の際に抗告人宅に宿泊して以降、抗告人の下で生活している未成年者らについて、従前の未成年者らの監護状況その他諸般の事情に照らせば未成年者らの監護者は相手方とするのが相当であるとして、未成年者らの監護者を相手方と定めた上で抗告人に対し相手方に未成年者らを引き渡すよう命じた原々審判を相当とした原決定の判断の当否</p>
<p>結果 最決平 . . . ,</p>	<p>, 裁時 号</p>
<p>平成26年（行フ）第3号 （2小） 〔林調査官〕 広島高岡山支決 平26・5・29 岡山地決 平26. 2・24</p>	<p>（執行・保全・非訟・倒産・家事・<u>その他</u>） 特定非営利活動法人である原告（申立人）が、被告県知事に対し、当該地方議会の議員である相手方らが受領した政務調査費のうち用途基準に違反して支出した金員相当額について地方自治法242条の2第1項4号に基づき相手方らに不当利得返還請求をするよう求めた住民訴訟において、相手方らが所持する政務調査費の支出に係る会計帳簿及び領収書等について、その作成目的、記載内容等に照らして民訴法220条4号二の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たるとして、原々審のした文書提出命令を取り消して同申立てを却下した原決定の判断の当否</p>
<p>結果 最決平 . . . ,</p>	<p>, 裁時 号</p>

【既済事件】

平成25年（許）第35号	平成26年7月10日	決定（破棄・自判）
平成26年（許）第11号	平成26年7月16日	決定（棄却）
平成26年（許）第13号	平成26年7月24日	決定（棄却）
平成26年（許）第16号	平成26年7月24日	決定（棄却）
平成26年（許）第18号	平成26年7月29日	決定（棄却）

最高裁判所に係属した許可抗告事件一覧表（平成26年8月分）

【新受事件】

<p>平成26年（許）第22号 （1小） 〔畑調査官〕 福岡高決 平26・6・4 福岡家決 平26・5・1</p>	<p>（執行・保全・非訟・倒産・家事・その他） 未成年者との面会交流につき条件の変更を求める調停申立て事件について、今後の期日の開催回数の見込み、相手方、当事者参加人及び未成年者の管轄裁判所への出頭の負担、家庭裁判所調査官による調査の便宜等に鑑み、家事事件手続法9条2項2号の「事件を処理するために特に必要があると認めるとき」に該当するとして、調停申立て後に相手方及び未成年者が転居した地を管轄する裁判所に同事件を移送するのが相当であるとした原決定の判断の当否</p>
結果	最決平 . . . , 裁時 号
<p>平成26年（許）第23号 （2小） 〔廣瀬調査官〕 大阪高決 平26・6・12 神戸家審 平26・1・10</p>	<p>（執行・保全・非訟・倒産・家事・その他） 遺産分割及び寄与分を定める申立てにおいて、相続人のうち1名が死亡保険受取人として受領した被相続人の死亡生命保険金が特別受益に準じて持戻しの対象となるものとした原決定の判断の当否</p>
結果	最決平 . . . , 裁時 号
<p>平成26年（許）第24号 （3小） 〔飛澤調査官〕 高松高決 平26・6・4 高松家審 平26・1・17</p>	<p>（執行・保全・非訟・倒産・家事・その他） 遺産分割申立て事件において、抗告人が抗告審でした特別受益の主張について、家事審判手続上の信義則に反すると認め、時機に後れたものとして採用しなかった原決定の判断の当否</p>
結果	最決平 . . . , 裁時 号
<p>平成26年（許）第25号 （1小） 〔松永調査官〕 高松高決 平26・6・12 高松地丸亀支決 平25・12・19</p>	<p>（執行・保全・非訟・倒産・家事・その他） 建築物の固定資産税評価に関する決裁文書及び同税の課税に関する手続について関係人から聴取した内容を記録した議事録について、いずれも民訴法220条4号口に該当するとして文書提出命令の申立てを却下すべきものとした原決定の判断の当否</p>
結果	最決平 . . . , 裁時 号
<p>平成26年（許）第26号 （2小） 〔野村調査官〕 福岡高決 平26・7・18 長崎地決 平26・6・4</p>	<p>（執行・保全・非訟・倒産・家事・その他） 仮処分決定に基づき潮受堤防に接続する排水門の開放を禁じ、これに違反したときには債権者へ金員を支払うことの間接強制を認めた原決定の判断の当否</p>
結果	最決平 . . . , 裁時 号

平成26年(許)第27号	(執行・保全・非訟・倒産・家事・ <u>その他</u>)
(3小)	報道を記録した映像記録媒体について、当事者が準備書面において当該映像記録媒体を引用したと認め、民訴法220条1号に基づき文書提出命令の申立てを認容した原決定の判断の当否
[齋藤調査官]	
名古屋高決 平26・6・17 名古屋地決 平26・2・5	
結果	最決平 . . . , , 裁時 号

【既済事件】

平成26年(許)第14号 平成26年8月27日 決定(棄却)

最高裁判所に係属した許可抗告事件一覧表（平成26年9月分）

【新受事件】

<p>平成26年（許）第28号 （1小） 〔富上調査官〕 大阪高決 平26・7・3 京都家審 平26. 5.13</p>	<p>（執行・保全・非訟・倒産・家事・その他） 遺留分放棄の許可審判に対する取消しの申立てについて、同申立ては家庭裁判所の職権発動を促すものによらず、これが却下されたとしてもこれに対して即時抗告をすることはできないとして、同申立てを却下した原決定の判断の当否</p>
<p>結果</p>	<p>最決平 . . . , 裁時 号</p>
<p>平成26年（許）第29号 （2小） 〔高原調査官〕 大阪高決 平26・7・11 大阪地決 平26. 5.20</p>	<p>（執行・保全・非訟・倒産・家事・その他） 被担保債権の一部につき担保権の実行としての競売を申し立てて目的不動産の売却代金から弁済金の交付を受けた根抵当権者がその残部を被担保債権として根抵当権設定者の有する剰余金交付請求権を目的として債権差押命令の申立てをした場合に、当該剰余金交付請求権は民法372条において準用する304条による物上代位の対象にならないとして当該申立てを却下すべきものとした原決定の判断の当否</p>
<p>結果</p>	<p>最決平 . . . , 裁時 号</p>
<p>平成26年（許）第30号 （3小） 〔角谷調査官〕 広島高決 平26・7・7 広島家審 平25.12.17</p>	<p>（執行・保全・非訟・倒産・家事・その他） 遺産分割等申立て事件において、相続財産である土地の価額を隣接地と一括して評価した私的鑑定書により認定した原決定の判断の当否</p>
<p>結果</p>	<p>最決平 . . . , 裁時 号</p>
<p>平成26年（許）第31号 （3小） 〔角谷調査官〕 広島高決 平26・7・10</p>	<p>（執行・保全・非訟・倒産・家事・その他） 平成26年（許）第30号事件において、更正決定により相続財産である土地の認定額を訂正するとともに代償金の支払を命じた原決定の判断の当否</p>
<p>結果</p>	<p>最決平 . . . , 裁時 号</p>
<p>平成26年（許）第32号 （1小） 〔成田調査官〕 高松高決 平26・6・30 高松家審 平25. 1.31</p>	<p>（執行・保全・非訟・倒産・家事・その他） 夫からの子の監護者の指定及び子の引渡し申立て事件について、未成年者の監護者を妻と定めることが未成年者の福祉に適しており、妻が未成年者を連れて夫と別居した後も妻の監護下で安定した生活を送っていること等に照らすと、妻が未成年者を連れて夫と別居したことが子の監護者の指定や子の引渡しを認めるべき違法なものであるとはいえないなどとして申立てをいずれも却下すべきものとした原決定の判断の当否</p>
<p>結果</p>	<p>最決平 . . . , 裁時 号</p>

平成26年(許)第33号 (2小) (伊藤調査官) 東京高決 平26・7・11 さいたま家審 平26・4・23	(執行・保全・非訟・倒産・家事・その他) 婚姻費用分担申立て事件について、別居の原因が妻である申立人の不貞行為にあることを理由に婚姻費用を減額した原審の認定・判断の当否
結果	最決平 . . . , 裁時 号
平成26年(許)第34号 (1小) (菊池調査官) 大阪高決 平26・7・8	(執行・保全・非訟・倒産・家事・その他) 専門委員について、民訴法92条の6第1項、24条所定の忌避事由に該当する事実はないと認めて同忌避申立てを却下した原決定の判断の当否
結果	最決平 . . . , 裁時 号

【既済事件】

平成26年(許)第20号 平成26年9月17日 決定(棄却)
平成26年(許)第22号 平成26年9月25日 決定(棄却)
平成26年(許)第23号 平成26年9月24日 決定(棄却)
平成26年(許)第25号 平成26年9月25日 決定(棄却)
平成26年(行フ)第2号 平成26年9月25日 決定(破棄・差戻)

最高裁判所に係属した許可抗告事件一覧表（平成26年10月分）

【新受事件】

平成26年（許）第35号 （2小） 〔山地調査官〕 札幌高決 平26・6・25 札幌地決 平26・3・31	（執行・保全・非訟・倒産・家事・ <u>その他</u> ） 電話会議の方法による弁論準備手続期日に出頭しない で関与した期日の日当を訴訟費用として認め、また、 代理人が同一日に他の事件の期日に出頭したことの有 無に関する調査嘱託等を行わないで出頭した期日の旅 費の全額を訴訟費用として認めた訴訟費用額確定処分 に異議理由はないとした原決定の判断の当否
結果	最決平 . . . , 裁時 号

【既済事件】

- 平成26年（許）第12号 平成26年10月14日 決定（棄却）
- 平成26年（許）第21号 平成26年10月14日 決定（棄却）
- 平成26年（許）第24号 平成26年10月28日 決定（棄却）
- 平成26年（許）第28号 平成26年10月23日 決定（棄却）
- 平成26年（許）第32号 平成26年10月9日 決定（棄却）
- 平成26年（許）第33号 平成26年10月29日 決定（棄却）
- 平成26年（許）第34号 平成26年10月23日 決定（棄却）
- 平成26年（行フ）第3号 平成26年10月29日 決定（破棄・自判）

最高裁判所に係属した許可抗告事件一覧表（平成26年11月分）

【新受事件】

<p>平成26年（許）第36号 （3小） 〔須賀調査官〕 大阪高決 平26. 7. 24 大阪地決 平26. 5. 22</p>	<p>（執行・保全・非訟・倒産・家事・その他） 労働基準法114条の付加金を請求する訴訟において、付加金部分を訴額に算入すべきものとした原決定の判断の当否</p>
結果	最決平 . . . , 裁時 号
<p>平成26年（許）第37号 （2小） 〔小田調査官〕 東京高決 平26. 9. 3 東京地決 平26. 4. 16</p>	<p>執行・保全・非訟・倒産・家事・その他） 建物退去土地明渡しの債務名義に基づく間接強制申立てについて、当該債務名義は、口頭弁論終結時において債務者を当該建物の間接占有者と認めて、当該建物から退去して土地の明渡しを命じたものであるから、当該建物を第三者（債務者からの再転借人及び再々転借人）が現に占有するとしても、債務者に対し間接強制決定をする要件に欠けるところはないとした原決定の判断の当否</p>
結果	最決平 . . . , 裁時 号
<p>平成26年（許）第38号 （3小） 〔畑調査官〕 広島高岡山支決 平26. 9. 25 岡山地決 平26. 3. 31</p>	<p>（執行・保全非訟・倒産・家事・その他） 株式会社の親会社の株主が会社法433条3項、1項に基づき会計帳簿等の閲覧謄写の許可を求めたのに対し、株式会社の取締役が同社の犠牲の下に別会社の利益を図っていることや、株式会社が違法、不当な会計処理を行っていることを疑うに足る相当な理由があり、株式会社の親会社の株主が取締役の責任追及を行うなど「その権利を行使するため必要があるとき」といえるとして会計帳簿等の一部につき閲覧謄写を許可した原決定の判断の当否</p>
結果	最決平 . . . , 裁時 号
<p>平成26年（許）第39号 （1小） 〔廣瀬調査官〕 札幌高決 平26. 9. 25 札幌地決 平26. 6. 23</p>	<p>（執行・保全非訟・倒産・家事・その他） 株式買取価格決定申立て事件について、買取価格の算定に際し、利益還元法によった上で、いわゆる非流動性ディスカウントを採用して減価すべきものとした原決定の判断の当否</p>
結果	最決平 . . . , 裁時 号
<p>平成26年（許）第40号 （2小） 〔飛澤調査官〕 東京高決 平26. 9. 30 千葉家松戸支審 平26. 7. 30</p>	<p>（執行・保全・非訟・倒産・家事・その他） （就労していない元夫の就労している元妻に対する）年金分割における請求すべき按分割合に関する処分申立てにつき、これを却下した1審を取り消して、上記割合を0.4と定めた原審の認定判断の法令違反（厚生年金保険法78条の2第2項等）の有無</p>

結果	最決平	裁時	号
----	-----	----	---

【既済事件】

平成26年(許)第15号 平成26年11月4日 決定(棄却)
平成26年(許)第19号 平成26年11月27日 決定(棄却)
平成26年(許)第29号 平成26年11月26日 決定(棄却)
平成26年(行フ)第1号 平成26年11月25日 決定(却下)

最高裁判所に係属した許可抗告事件一覧表（平成26年12月分）

【新受事件】

<p>平成26年（許）第41号 （3小） 〔松永調査官〕 広島高決 平26・9・30 山口家周南支審 平26・3・24</p>	<p>（執行・保全・非訟・倒産・家事・その他） 親権者が未成年者らの遺族年金を自己の用途に費消しているなどとして、児童相談所長がその親権停止等の審判を求めた事案において、未成年者らの利益が今後害されるおそれがあるとはいえないとして申立てを却下すべきものとした原決定の判断の当否</p>
<p>結果</p>	<p>最決平 . . . , . . . , 裁時 号</p>
<p>平成26年（許）第42号 （1小） 〔齋藤調査官〕 高松高決 平26・9・19 高松地決 平26・3・20</p>	<p>（執行・保全・非訟・倒産・家事・その他） いじめに関する損害賠償請求事件において、公立学校の保有する事実調査報告書及びアンケート結果等並びにそれらの電子データについて、民訴法220条2号該当性を否定し、同条4号口該当性を認めて文書提出命令の申立てを却下すべきものとした原決定の判断の当否</p>
<p>結果</p>	<p>最決平 . . . , . . . , 裁時 号</p>
<p>平成26年（許）第43号 （2小） 〔富上調査官〕 福岡高決 平26・10・10 福岡家審 平25・3・29</p>	<p>（執行・保全・非訟・倒産・家事・その他） 土地購入代金の贈与を特別受益と認めるなどして具体的相続分を算定し、これを基に遺産の分割方法を定めた原決定の判断の当否</p>
<p>結果</p>	<p>最決平 . . . , . . . , 裁時 号</p>
<p>平成26年（許）第44号 （2小） 〔富上調査官〕 福岡高決 平26・10・10 福岡家審 平25・3・29</p>	<p>（執行・保全・非訟・倒産・家事・その他） 金銭債権の贈与を特別受益と認めるなどして具体的相続分を算定し、これを基に遺産の分割方法を定めた原決定の判断の当否</p>
<p>結果</p>	<p>最決平 . . . , . . . , 裁時 号</p>

【既済事件】

平成26年（許）第35号 平成26年12月17日 決定（棄却）